漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和8年10月20日

（１）小型いか釣り漁業（あかいか）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	1	10ﾄﾝ未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合１海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	内灘

※1「漁船使用者」・・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

（２）かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格			
かご漁業	かご漁業（ばい類）	1	5ﾄﾝ未満	定めなし	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）280.0度の線と、かほく市木津と同市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30ｍ以浅の海域。	5月1日から6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※１ (2)かほく市から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年未満	柴垣

※1「漁船使用者」・・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年10月20日から令和8年11月19日まで